

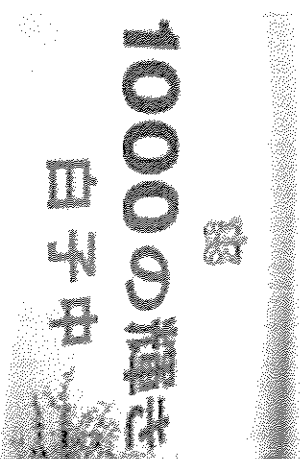


白子中学校 P T A 総 会 資 料

令和 7 年 4 月 1 7 日 (木)

令和6年度 P T A 会 長 挨拶
R6年度 PTA会長をさせて頂きました樋口です。
保護者の皆様には日頃よりPTA活動に対してご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。
会長という仕事を通して、学校や地域の皆様と活動していく中で色々な考えや想いを知り、沢山の事を学ばせて頂きました。
本年度も新役員さんを中心にPTA活動が充実できますように保護者の皆様のご協力をお願い申し上げます。

- 第1号議案 鈴鹿市立白子中学校PTA会則 (P1～P3)
- 第2号議案 令和6年度事業報告 (P4)
- 第3号議案 令和6年度一般会計決算報告及び特別会計決算報告 (P5)
- 第4号議案 令和6年度会計監査報告 (P5)
- 第5号議案 令和7年度PTA役員承認 (P6)
- 令和7年度事業計画(案) (P7)
- 令和7年度事業予算(案) (P8)
- ※P1～P4 P7 はホームページ掲載資料参照
- P5、P6、P8は配付資料参照



鈴鹿市立白子中学校 P T A 会則

第一章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、鈴鹿市立白子中学校と称し、事務局は白子中学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が一体となって家庭・学校及び社会における生徒の福祉を増進すると共に会員相互の研修を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的達成のために次の事業を行う。

1. 学校と家庭が密接に連携して、生徒の健全育成に努力する。
2. 学校における施設改善を図って、教育的環境を良くするために努力する。
3. 非行防止・要扶的生徒の援助・保健衛生等の生徒救護全般の強化を図る。
4. 会員の教養を高めるために学校参観・講演会・研究会・懇談会などを開催する。
5. 学校運営に関し、必要に応じ当局の積極的施策を要請する。
6. P T A 活動の推進を円滑にするために広報活動を行う。
7. その他、必要と認めた事業を行う。

第二章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、白子中学校の在籍生徒の保護者と、白子中学校教職員をもって組織する。

1. 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第三章 役員・地区委員・委員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。(P：保護者、T：教職員)

【本部役員】 会長 (P 1 名)、副会長 (P 1 名)、書記 (P 1 名、T 1 名)

会計 (P 1 名、T 1 名)

【各専門部】 安心安全部長・副部長 (P 2 名)、広報部長・副部長 (P 2 名)

福祉部長・副部長 (P 2 名)、家庭教育学級長・副学級長 (P 2

名)

バレーボール部長 (P 1 名)、各専門部顧問 (T 各 1 名)

【顧問】 顧問 2 名 (学校長・前年度会長)

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表とし、一切の会務を統括し、本部役員会・合同委員会の運営を掌る。
2. 会長は、市 P 連におけるブロック代表役員を兼務する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
4. 書記は、すべての会議に関する正確な記録を作り、これを保管し、本会の文書事務を行い、各会合の通知を送達する。
5. 会計は、会の会計を掌る。
6. 広報部長は、本会との連絡を密接にし、広報活動に携わる。
7. 安心・安全部長は、本会の連絡を密接にし、その活動の向上を図る。
8. 福祉部長は、本会の連絡を密接にし、学校・生徒の福祉活動を援助する。
9. 家庭学級長は、本会との連絡を密接にし、家庭教育学級を開設し、その活動の向上を図る。

10. バレーボール部長は、本会との連絡を密接にし、スポーツ活動に携わる。

11. 顧問は、会長が委嘱し、委嘱された顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

12. 各専門部顧問は、保護者部・安心安全部・家庭教育学級・広報部・福祉部・バレーボール部の各専門部の運営にあたり、その活動を援助する。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、次の通りとする。

1. 役員の選出は原則として、役員・地区委員選出地区割表に基づいて各地区より選出し、総会にて承認を受ける。
2. バレーボール部の部長は、その母体で選出する。
3. 学校側の書記・会計及び部顧問は、学校長の推薦による。
4. 会長は原則として、前年度第 1 副会長が就任する。
5. 役員の選出は原則として、現小学校 6 年生の保護者からは選出しないものとする。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は 1 年 (次期定期総会まで) とし、留任をさまたげない。

(地区長)

第9条

本会に次の地区の地区長を置く。

(1) 旭が丘・桜島・稲生各地区より地区割表に基づいて選出する。

(地区長の任務)
第10条 各地区長は、本会と地区及び各地区委員との連絡・調整を図る。

(1) 地区委員長の任期は1年とし、留任をさまたけない。

(委員)

第11条 本会に次の委員を置く。

(1) 地区委員 (2) 会計監査委員

(委員の任務)

第12条 委員の任務は次の通りとする。

1. (1) 地区委員は、各小地区を代表し、生徒の校外指導を行うと共に目的達成のために事業運営に参加する。

(2) 地区委員は保護者部・広報部・安心安全部・福祉部のいずれかの専門部に所属する。

(3) 地区委員は、地区PTA行事開催の推進者として、各地区の連絡・調整を図るに当たる。

2. 会計監査委員は本会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

(委員の選出)

第13条 委員の選出は、次の通りとする。

1. 地区委員の選出は原則として、役員・地区委員選出地区割表に基づいて各地区より選出し、各地区にて承認を受ける。

2. 但し、原則として本部役員・部長は地区委員から除く。

3. 本会の会計を監査するため、会計監査委員を2名(P2名)置く。

4. 会計監査委員の選出は、合同委員会において推薦し、総会の承認を受ける。

第四章

機関会議

(機関会議)

第14条 本会の活動を具体的に推進するために、次の機関会議をもつ。

議事はすべて出席者の過半数の賛成によって成立し、可否同数のときは議長の決するところによる。

1. 総会

(1) 総会は、本会の最高議決機関であって、定期総会は年1回会長が招集して、これを開く。但し、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の2以上の要求があった場合、臨時総会を開くことができる。

(2) 総会は、委任状を含む会員の3分の2以上の出席によって成立し、出席会員の過半数をもって決議する。可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 本部役員会

3. 合同委員会

(1) 本部役員・各専門部長と地区長が合同で臨時会議をもち、総会に代わる緊急重要事項について審議する。各専門部は副部長が代理出席できるものとする。

(2) 本会の通常議決機関として随時開催し、予算・決算・方針・事業計画・会則の改廃・活動報告・役員の選出等を審議する。

第五章 会計

(会計)

第15条 本会の会計は、会費・事業収益及び寄付金をもって運営にあたる。

1. 本会の会費は、一会員月額200円とし、年2回(4月・9月)徴収する。但し、随時徴収する場合は総会の議決によりこれを決める。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第17条 本会の会計について、毎年年度末に会計監査委員が公平かつ受当であるか監査を行い、その結果を総会にて報告する。

付 則

(会則の改廃)

第18条 本会則の改廃は、総会によって成される。

(運営に関する細則)

第19条

1. 本会の運営に関し、必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、合同委員

会の議決を得て定めることができる。

2. 細則を制定又は改廃した場合は、次期総会において報告しなければならない。

3. 年度始めの総会において、その年度の事業・予算・役員承認・その他必要な事項の審議を行う。

4. 家庭教育学級生・バレーボール部員は、新年度に全会員より希望者を募集する。

5. 慶弔規定は付表の通りとする。

6. この細則は、合同委員会において賛成がなければ改正できない。

7. 平成26年度より、野町東地区を稲生地区から桜島地区に変更する。

8. 市P連、小学校会長の役員経験者は永久免除とする。

9. 本部役員・各専門部長・副部長・地区長経験者は永久免除とする。

10. 各地区の選出対象は現中1・2年生から行う事とする

- ・ 昭和58年4月21日一部改正
- ・ 昭和59年4月27日一部改正
- ・ 昭和63年4月18日一部改正
- ・ 平成元年4月17日一部改正
- ・ 平成2年4月16日一部改正
- ・ 平成4年4月20日一部改正
- ・ 平成6年4月23日一部改正
- ・ 平成7年4月15日一部改正
- ・ 平成9年4月19日一部改正
- ・ 平成12年4月15日一部改正
- ・ 平成14年4月26日一部改正
- ・ 平成15年4月18日一部改正
- ・ 平成16年4月27日一部改正
- ・ 平成20年4月25日一部改正
- ・ 平成21年4月24日一部改正
- ・ 平成22年4月23日一部改正
- ・ 平成23年4月22日一部改正
- ・ 平成24年4月20日一部改正
- ・ 平成25年4月19日一部改正
- ・ 平成26年4月18日一部改正
- ・ 平成27年4月18日一部改正
- ・ 平成28年4月16日一部改正
- ・ 令和4年4月15日一部改正 19条.10
- ・ 令和5年4月14日一部改正
- ・ 令和5年11月1日一部改正

慶弔規定は、次の通りとする。

付則

慶弔規定は、次の通りとする。

項目	対象	内容	対応			備考
			弔電	香料	生花	
弔 費	保護者	死亡		5,000円	一基	本部代表・学級代表が会葬
	生徒	死亡		5,000円	一基	本部代表・学級代表が会葬
	教職員	死亡		5,000円	一基	本部代表・学級代表が会葬

- 注 1. 見舞いは、PTA主催の行事における怪我の場合のみ
 (PTA保険の申請はPTA会長が行う)
2. 香料・生花の発送者名は、“白子中PTA”とする

令和6年度 事業報告

月度	役員会日程	本部	家庭教育学級	広報部	安心安全部	福祉部	バレーボール部
4		★PTA総会配信	家庭学級研修会				SFV大会
5	5/10(金)	第1回 本部役員会 第1回 合同委員会 体育祭交通整理	学級生募集 体育祭交通整理	第1回部会 (年間計画策定) 体育祭交通整理	第1回部会 体育祭交通整理	第1回部会 母女会 体育祭交通整理	部員募集 体育祭交通整理
6	6/7(金)	第2回 本部役員会 第2回 合同委員会 あいさつ運動 6/10(月)	学級開級式	第2回部会	交通街頭指導		
7	7/12(金)	第3回 本部役員会 第3回 合同委員会		「ふれあい」発行	あいさつ運動 7/16(火)		フェニックス杯
8		夏期バトロール			夏期バトロール		SFV大会 ラルゼ杯
9	9/13(金)	第4回 本部役員会 第4回 合同委員会		あいさつ運動 9/17(火)	交通街頭指導		あいさつ運動 9/17(火)
10	10/11(金)	第5回 本部役員会 第5回 合同委員会	給食試食会 あいさつ運動 10/15(火)	第3回部会		あいさつ運動 10/15(火)	鈴鹿市9人制 バレーボール大会
11	11/16(土)	第6回 本部・合同委員会 令和7年度PTA役員選出 会 あいさつ運動 11/11(月)				花の植え替え セミナー	近隣校大会 フェニックス杯
12	12/13(金)	第7回 本部役員会 第7回 合同委員会		「ふれあい」発行	あいさつ運動 12/16(月)		
1			学級閉級式	あいさつ運動 1/14(火)			あいさつ運動 1/14(火)
2	2/28(金)	第8回 本部役員会 第8回 合同委員会 役員引き継ぎ	あいさつ運動 2/9(月)			あいさつ運動 2/10(月)	
3				「ふれあい」発行			鈴鹿市9人制 バレーボール大会
3/27(木) ★会計監査 R7 会長 副会長 会計 書記 R6 会計 書記							

令和7年度 事業計画(案)

月度	本部	家庭教育学級	広報部	安心安全部	福祉部	バレーボール部
4	★PTA総会配信	家庭学級研修会				
5	第1回 本部役員会 合同委員会 体育祭交通整理	学級生募集 体育祭交通整理	第1回部会 (年間計画策定) 体育祭交通整理	第1回部会 体育祭交通整理	第1回部会 母女会 体育祭交通整理	部員募集 体育祭交通整理
6	第2回 本部役員会 合同委員会 あいさつ運動	学級開級式& パーソナルカラー講座	第2回部会	交通街頭指導	花の植え替え	
7	第3回 本部役員会 合同委員会			あいさつ運動		フェニックス杯
8	夏期バトロール		「ふれあい」発行	夏期バトロール		SFV大会 ラルザ杯
9	第4回 本部役員会 合同委員会		あいさつ運動	交通街頭指導		あいさつ運動
10	第5回 本部役員会 合同委員会	給食試食会 あいさつ運動	第3回部会		あいさつ運動	鈴鹿市9人制 バレーボール大会
11	第6回 本部役員会 合同委員会 あいさつ運動				花の植え替え セミナー	近隣校大会 フェニックス杯
12	第7回 本部役員会 合同委員会			あいさつ運動		
1		学級開級式 & AGFコーヒ―講座	あいさつ運動			あいさつ運動
2	第8回 本部役員会 合同委員会	あいさつ運動	「ふれあい」発行		あいさつ運動	
3	第9回 本部役員会 合同委員会		「ふれあい」発行			鈴鹿市9人制 バレーボール大会
★会計監査 令和7年度会長・副会長 会計・書記 令和6年度会計・書記						